

次世代起業人材育成事業運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度 経商産政委第8号 次世代起業人材育成事業運営業務

2 本業務の目的

スタートアップ起業の拡大やイノベーション創出の担い手確保に向けて、学生段階からのアントレプレナーシップ醸成や起業希望者の周辺環境の整備が必要である。

本業務では、次世代を担う学生を対象に起業家やスタートアップで活躍する人材から起業に関する学びの機会の提供やアントレプレナーシップの醸成を行う。またこれらの取組や受講者をスタートアップコミュニティ（エコシステム）につなげることで、市内でスタートアップが生まれ育つ環境を形成する。

3 業務概要

アントレプレナーシップに関する教育プログラムやイベントを通じて、創造性やリーダーシップ、問題解決能力などのマインドセットを育成し、若者のスタートアップ起業に対する関心を高めるため、以下の業務を行うこと。

- (1) 学生（小学校高学年以上）に対するスタートアップ起業家等による起業に興味を持たせる出前講座の実施

目 的：これからのキャリアを考える段階で「起業」という選択肢があることに触れ、起業に興味を持つようにする

対 象：市内小学校高学年、中学校、高等学校、専門学校、大学など

内 容：15回以上 ※連続講座も可とする。

- (2) 起業に関心を持った学生（高校生以上）に対する起業の一連の流れを体験できる単発講座の企画・実施

目 的：起業に関心を持った学生が起業を目指すようにする

対 象：市内に在住又は通学する高校生、専門学校生、大学生など

内 容：約30名を対象として、4回程度の講座を実施

- (3) 起業を目指す学生（高校生以上）に対し起業経営、ビジネスモデルの構築等の相談や伴走支援を通じて起業に向けた準備を具体化させるための連続講座の企画・実施

目 的：起業を目指す学生が起業できるようにする

対 象：市内に在住又は通学する高校生、専門学校生、大学生など

内 容：約5名を対象として、全6回程度の連続講座を実施

※（1）～（3）の業務については、（1）に参加した学生を（2）に誘導するなど、一体的に運営するとともに市内スタートアップ支援関係者と連携すること。

- (4) 本業務にかかる情報発信及びフィードバック

（1）～（3）の各業務における参加者募集、取組みの周知等、幅広く発信するものとする。また、業務ごとアンケートを実施し、参加者の特性、ニーズ等を市にフィードバックする。

4 業務内容

本業務を円滑かつ効果的に実施するため、事業を統括・管理するプロジェクトマネージャーを配置したうえで、以下の業務を行うこと。

- （1）市内中高生向けのスタートアップ起業家によるキャリア教育出前講座の実施

- ① 学校からの講座申込みの受付
- ② 講師となるスタートアップ起業家の選定
- ③ 学校及びスタートアップ起業家との連絡調整・打合せ
- ④ 出前講座の実施

※出前講座の講師謝金のみ市から講師に支払う。支払いに際し必要となる書類は、受託者が講師と調整のうえ市に提出する。

(2) 学生向けのアントレプレナーシップを育む起業体験プログラムの企画・実施

- ① 講座の企画
- ② 講師の選定・手配
- ③ 講座の周知、参加者の募集・受付
- ④ 講座の実施

(3) 学生向けの起業する者を増やす連続講座の企画・実施

- ① 講座の企画
- ② 講師、伴走支援者の選定・手配
- ③ 講座の周知、参加者の募集・受付
- ④ 講座の実施
- ⑤ 学生が考えるビジネスモデルの構築等の相談や伴走支援

(4) 本業務にかかる情報発信

- ① 事業紹介コンテンツの作成
- ② イベントの情報発信、参加者募集

5 留意事項

- (1) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者及び学校等の関係者と密に連携し進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合にあっては同様とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者と協議のもと、本市のスタートアップ関連事業や静岡市コ・クリエーションスペース運営事業等の委託者が別に実施する事業や県内のスタートアップ関連事業との連携に努めること。
- (3) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、委託者の了解を得なければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報及び秘密について、第三者に漏洩してはならず、自己の利益に決して利用しないこと。
- (5) 本業務により作成した成果品及びその著作権、使用权等の諸権利は、データを含めて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を受けずに他に公表、貸与または使用しないこと。
- (6) 業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において一切を処理するものとする。
- (7) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

- (8) 本業務は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を利用するものである。本委託業務完了後、本業務にかかる会計帳簿及び証拠書類を、市または会計監査部署等の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるように5年間保存すること。

6 その他

(1) 業務の履行

- ① 本業務の実施に当たっては、労働関係諸法その他各種関係法令等を遵守すること。
- ② 受託者は、委託者と適宜、連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。
- ③ 受託者は、疑義や事故等が発生した場合は、速やかに委託者に報告・協議して適切な対応をとること。

(2) 業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を速やかに委託者に提出すること。ただし、その内容にあつては、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。